

『日仏政治研究』編集規程

2013年7月13日理事会決定

2017年7月29日理事会改訂

2023年12月1日理事会改訂

1. 『日仏政治研究』は、日仏政治学会（以下、本学会）が発行する、フランス政治および日仏政治関係に関する研究論文等を発表するための学術雑誌である。
2. 『日仏政治研究』のフランス語名称および英語名称は以下の通りとする。
フランス語名称：Annales de la Société franco-japonaise de Sciences politiques
英語名称：Journal of the French-Japanese Political Science Association
3. 言語は、日本語を原則とする。
4. 本学会研究会における報告原稿などの他に、本学会会員等からの投稿による自由応募論文を掲載する。投稿に関する規程（投稿要領）は別に定める。
5. 編集は編集委員会の責任で行い、自由応募論文の場合には、編集委員会が任命したレフェリーの査読に通らなければならない。査読に関する規定は、別に定める。
6. 原稿の字数・書式は、別途定める投稿要領に依る。
7. 投稿論文は、本学会ホームページ、ニューズレター等に掲載された投稿要領の規定に則り、締切日までに、指定された編集委員長連絡先に対して、電子ファイル等にて送付するものとする。
8. 投稿資格
原則として本学会会員で、年会費の滞納がない会員とする。
9. 二重投稿は認めない。
10. 編集委員長は、投稿された原稿が投稿資格・形式的基準を満たすと認めた場合は、当該原稿の執筆者に受理通知を発出する。

1 1. 受理した原稿その他は、掲載の可否にかかわらず返却しない。

1 2. 査読後の再提出

査読に合格し編集委員会によって掲載を認められた執筆者は、審査結果の通知から1ヶ月の修正期間を経て、編集委員長が指定する期日までに原稿を提出しなければならない。期日までに原稿が送付されない場合は、当該原稿は取り下げられたものとみなす。なお、印刷所への入稿後、校正は行わないので、査読後掲載を認められ入稿される原稿は、完成原稿であることとする。査読後再提出される原稿の作成要領については、別途、編集委員会から指示する。

1 3. 掲載された論文の著作権は、本学会が有するものとする。ただし、著者が後日、自分の論文等を著書等に編集する場合は原則としてこれを認め、著作権料を徴収しないものとする。

1 4. 本誌（第19号以降）に掲載された論文等は、各号の発行から一年以上経過したものについて、原則オンライン上でのオープンアクセスに供される。

1 5. 2017年7月29日付の「編集規程」を改訂し、2023年12月1日、本「編集規程」を制定する。